

## 鹿 児 島 県 公 報

令和3年8月6日（金）第232号



発行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編集 総務部学事法制課  
定例発行日（毎週火，金）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

## 告 示

- 生産事業者の登録（森林経営課取扱い） 1
- 保安林の指定（2件）（森づくり推進課取扱い） 2
- 保安林の指定予定の通知（森づくり推進課取扱い） 2
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の廃止（2件）（社会福祉課取扱い） 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の指定（3件）（社会福祉課取扱い） 3
- 生活保護法等に基づく指定医療機関等の変更事項の届出（社会福祉課取扱い） 4
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定（障害福祉課取扱い） 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新（2件）（障害福祉課取扱い） 5
- 漁船保険義務付保発起の届出及び指定漁船調書の縦覧（水産振興課取扱い） 6
- 地籍調査の成果の認証（農地保全課取扱い） 6
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 7

## 公 告

- 落札者等の公告（税務課取扱い） 7

## 選挙管理委員会告示

- 不在者投票を行うことができる病院等の指定の一部改正（※）（選挙管理委員会取扱い） 7

## 正 誤

- 鹿児島県公報第201号（令和3年4月20日付け）の一部訂正（森づくり推進課取扱い） 8
- 鹿児島県公報第206号（令和3年5月7日付け）の一部訂正（森づくり推進課取扱い） 8

## 告 示

## 鹿児島県告示第856号

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第10条第1項の規定により，次のとおり生産事業者として登録した。

令和3年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

登録番号	生産事業者の氏名又は名称及び住所	生産事業の内容	事業所の名称及び所在地
第5421号	古川 泰考 薩摩川内市樋脇町市比野 3230番地4	種穂の採取 幼苗の育成	古川 泰考 薩摩川内市樋脇町市比野 3230番地4
第10063号	株式会社屋久島地杉加工 センター 熊毛郡屋久島町小瀬田	種穂の採取 幼苗の育成	株式会社屋久島地杉加工 センター 熊毛郡屋久島町小瀬田

858番地3

858番地3

**鹿児島県告示第857号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和3年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所  
日置市吹上町永吉字山衛守9668番1から9668番5まで
- 2 指定の目的  
水源の涵養
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐に係る伐採種は、定めない。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び日置市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第858号**

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する。

令和3年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林の所在場所  
大島郡瀬戸内町大字渡連字池尻原968番，字脇田原1008番2
- 2 指定の目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 主伐は、択伐による。  
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び瀬戸内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**鹿児島県告示第859号**

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林として指定する予定である旨の通知があった。

令和3年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所  
阿久根市大川字建平5920番7
- 2 指定の目的

水源の涵養<sup>かん</sup>

### 3 指定施業要件

#### (1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

#### (2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び阿久根市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 鹿児島県告示第860号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者		事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
有限会社川口薬局	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3904-3	訪問看護ステーション養花天	肝属郡南大隅町佐多伊座敷3904-3	令和3年6月30日

### 鹿児島県告示第861号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止の届出があった。

令和3年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

氏名	施術所の名称及び所在地	廃止年月日	施術の種類
仮屋裕希	フレアス在宅マッサージ薩摩川内 薩摩川内市平佐町1271-2メルヘンハウス203	令和3年6月30日	あん摩マッサージ指圧

### 鹿児島県告示第862号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和3年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

名称	所在地	指定年月日
こどもデンタル河村	薩摩川内市宮内町2022	令和3年6月1日
かけろまぐるぐるクリニック	大島郡瀬戸内町大字瀬相100番地	令和3年6月1日

### 鹿児島県告示第863号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永

住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定医療機関として指定した。

令和3年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

事業者		事業所		指定年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
株式会社宝樹	肝属郡錦江町馬場1187-1	訪問看護ステーション養花天	肝属郡錦江町馬場1187-1	令和3年7月1日

#### 鹿児島県告示第864号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第1項（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術機関として指定した。

令和3年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

氏名	施術所の名称及び所在地	指定年月日	施術の種類
横山拓広	KE i ROW霧島ステーション 霧島市隼人町真孝177番地7	令和3年6月1日	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう
羽生浩一	フレアス在宅マッサージ薩摩川内 薩摩川内市平佐町1271-2メルヘンハウス203	令和3年6月16日	あん摩マッサージ指圧、はり、きゅう
佐藤颯	げんき整骨院 始良市加治木町木田57番1号	令和3年6月24日	柔道整復
房村省吾	げんき整骨院 始良市加治木町木田57番1号	令和3年6月24日	柔道整復
安藤貴昭	げんき整骨院 始良市加治木町木田57番1号	令和3年6月24日	柔道整復
佐藤颯	整骨院無双伊集院 日置市伊集院町下谷口1806番1-2	令和3年6月24日	柔道整復
房村省吾	整骨院無双伊集院 日置市伊集院町下谷口1806番1-2	令和3年6月24日	柔道整復
安藤貴昭	整骨院無双伊集院 日置市伊集院町下谷口1806番1-2	令和3年6月24日	柔道整復

#### 鹿児島県告示第865号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条第2項において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり変更の届出があった。

令和3年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

氏名	施術所の名称及び所在地	変更事項	変更内容		変更年月日
			変更前	変更後	
中野真次	高山整骨院	施術所の所	肝属郡肝付町新	肝属郡肝付町新	令和3年7

肝属郡肝付町新富 188-2	在地	富551-1	富188-2	月1日
-------------------	----	--------	--------	-----

## 鹿児島県告示第866号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関として指定した。

令和3年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		指定年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
株式会社Lー はびねす	鹿児島市皇徳 寺台3-70- 20	訪問看護・リ ハビリサービ スモーション 鹿児島	鹿児島市星ヶ 峯2-33-8 フォルクス6 -201号	令和3年 8月1日	精神通院医療
株式会社宝樹	肝属郡錦江町 馬場1187-1	訪問看護ステ ーション養花 天	肝属郡錦江町 馬場1187-1	令和3年 8月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第867号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
かきぞの薬局吉野店	鹿児島市吉野町719-14	令和3年 8月1日	精神通院医療
たちばな薬局	鹿児島市中央町10番	令和3年 8月1日	精神通院医療
鶴丸調剤薬局南鹿児島店	鹿児島市小松原二丁目36番5号	令和3年 8月1日	精神通院医療
アクア薬局川内	薩摩川内市中郷四丁目6番	令和3年 8月1日	精神通院医療
有限会社ケーアイ調剤薬局五代店	薩摩川内市上川内町3306番地	令和3年 8月1日	精神通院医療
ナカムラ薬局	霧島市国分中央五丁目4番6号	令和3年 8月1日	精神通院医療
あおい薬局	曾於市末吉町二之方2128	令和3年 8月1日	精神通院医療

## 鹿児島県告示第868号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

指定訪問看護事業者，指定居宅サービス事業者又は指定介護予防サービス事業者		事業所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地		
医療法人平和会	鹿児島市上之園町21-7湖城ビル1階	平和会訪問看護ステーション紫原	鹿児島市紫原七丁目18-28	令和3年8月1日	精神通院医療

**鹿児島県告示第869号**

漁船損害等補償法施行令（昭和27年政令第68号）第5条第1項の規定により，漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第112条第1項の規定による同意を求めるため，次のとおり届出があった。

また，当該届出に係る指定漁船調書を令和3年8月6日から同月20日まで鹿児島県漁業協同組合事務所において縦覧に供する。

令和3年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 発起人の住所及び氏名  
始良市蒲生町久末606番地76 梶健一  
始良市加治木町木田5240番地 福崎省吾  
始良市平松6271番地3 川島純一
- 2 加入区  
錦海加入区
- 3 漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称  
鹿児島県漁業協同組合

**鹿児島県告示第870号**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により，次のとおり国土調査（地籍調査）の成果を認証した。

令和3年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

調査を行った者の名称	調査を行った期間	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
宇検村	令和元年8月31日から令和3年3月8日まで	地籍図及び地籍簿	宇検村大字生勝の一部	令和3年7月27日
宇検村	令和元年9月24日から令和3年3月8日まで	地籍図及び地籍簿	宇検村大字名柄の一部	令和3年7月27日
瀬戸内町	令和元年7月12日から令和2年12月21日まで	地籍図及び地籍簿	瀬戸内町大字久慈及び大字花天の各一部	令和3年7月27日

**始良・伊佐地域振興局告示第24号**

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により，次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和3年8月6日

始良・伊佐地域振興局長 加治博孝

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
児童発達支援事	始良市池島町33	株式会社T&K	始良市西餅田	岡井 貴宏	令和3年	児童発達

業所はなづな	番地23		2018番地2		6月1日	支援
--------	------	--	---------	--	------	----

## 始良・伊佐地域振興局告示第25号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和3年8月6日

始良・伊佐地域振興局長 加治博孝

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
通所支援センター絆	霧島市隼人町真孝2681番地3	株式会社ジョイントライフ	霧島市隼人町真孝2681番地3	緒方 大地	令和3年6月1日	生活介護
就労支援事業所初音	始良市西餅田1309番地1	合同会社w i l 1	始良市西餅田1309番地1	久保 睦	令和3年6月1日	就労継続支援B型

## 公 告

落札者等の公告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

令和3年8月6日

鹿児島県知事 塩田康一

- 随意契約に係る特定役務の名称及び数量  
電子計算機サービス及び関連のサービス（税務総合システムに係る金融所得課税電子化対応改修業務委託） 一式
- 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
鹿児島県総務部税務課税務電算係  
鹿児島市鴨池新町10番1号
- 随意契約の相手方を決定した日  
令和3年5月26日
- 随意契約の相手方の氏名及び住所  
富士通株式会社鹿児島支店  
鹿児島市山之口町3番31号
- 随意契約に係る契約金額  
37,950,000円
- 随意契約によることとした理由  
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号該当

## 選挙管理委員会告示

## 鹿児島県選挙管理委員会告示第21号

平成24年2月28日鹿児島県選挙管理委員会告示第1号（不在者投票を行うことができる病院等の指定）の一部を次のように改正する。

令和3年8月6日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

1の表に次のように加える。

328	クオラリハビリティーション病院あいら	始良市西餅田2300番地1
-----	--------------------	---------------

## 正 誤

令和3年4月20日付け鹿児島県公報第201号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
1	下から6行目	2656番	2656番（国有林）

令和3年5月7日付け鹿児島県公報第206号中次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ	訂正箇所	誤	正
1	下から16行目	2656番	2656番（国有林）